

(別 紙)

永久債化についてのQ & A

Q 1 永久債とは何ですか。

A 永久債とは、預託保証金の返還時期を会社の解散時とするものです。このため、本ゴルフクラブが存続する限りは、預託保証金の返還を受けることはできませんが、下記Q 3のとおり会員権を市場で売買することはできます。

Q 2 永久債となった場合、会員のプレー権は確保されるのでしょうか。

A 永久債となった場合でもあっても、会員の皆様は今までどおり当ゴルフクラブを利用できます。むしろ会員の皆様の利益のための永久債への転換であることは下記Q 4をご参照ください。

Q 3 永久債となった場合でも、ゴルフ会員権市場で売買することは可能ですか。

A 可能です。永久債化したことにより、ゴルフ場経営が盛況すれば、会員権の市場価格が上昇する可能性もあります。

Q 4 法的な手続き（民事再生・会社更生・破産）を取った場合は、会員の権利はどうなるのでしょうか。

A 法的な手続きを取った場合、会員の皆様の当クラブの利用を制限されたり、会員権が紙くず同然となることがあります。

民事再生・会社更生の再生型の法的な手続きを取った場合であっても、当ゴルフクラブの経営者が交替することにより、会員の皆様の当クラブの利用が制限されることが考えられます。ビジターの利用を大幅に認めたりすると、会員が当クラブでプレーすることが事実上困難になるからです。

法的な手続きを取った場合、現在の試算ですと、当クラブでは配当は全く行うことができず、会員権は紙くず同然となる可能性があります。

以上は、いずれも可能性ということに過ぎませんが、会員の皆様のプレー権・財産権は大きく制限される可能性があります。

会員の皆様の利益を守るためにも永久債化にご協力ください。

Q 5 永久債化することにより会員が得る利益にはどのようなものがありますか。

A 永久債化することにより、会員の皆様には今までどおり、当クラブを利用して頂くことができます。

また、Q 2 で既に申し上げたとおり、将来的に当クラブが盛業となれば、会員権の

市場価格が上昇する可能性もあります。

当クラブにおいては、当クラブで今までどおりのプレーが保証されることが会員の皆様の何よりも利益であると考えております。当クラブは、コース等のハード面、サービス等のソフト面ともに会員の皆様から指示されるゴルフクラブの運営を今後も行っていく所存です。

Q 6 そもそも、会員の預託保証金はどのような事業に使用されたのでしょうか。

A 会員の皆様からお預かりした預託保証金は、その全額をゴルフ用地の取得、ゴルフコースの造成及びクラブハウスの建築に使用しています。

Q 7 永久債化することにより、ゴルフ場は運営を継続していくことができるのですか。

A 会員の皆様のご支援により、直近 3 年間では、毎年 4 万人近くの方にご来場いただいております。そのため、わずかではありますが現時点では黒字経営を維持しております。ゴルフ場が永久債化することで、預託金返済のリスクがなくなり、健全な経営ができるはずです。

Q 8 永久債についての事例について教えてください。

A 全国的にも永久債化している事例は多数あります。調査した限りでは、30 例近く、永久債に転換したゴルフ場が存在しております。

また、民事再生手続の中で、永久債化を行った例もあります。

Q 9 永久債化へ同意した場合、現在保有している会員証書はどうなりますか。

A 後日、新しい会員証を発行いたしますので、新しい会員証と引き換えに旧会員証書をご返却ください。

詳細については、後日、再度ご連絡いたします。

Q 10 金融機関からの借入れが約 22 億円あるということですが、金融機関からの支援はどのようなものを検討しているのでしょうか。

A 借入れのある金融機関にも当ゴルフクラブの再建のために支援していただくように、最大限努力していきます。

金融機関からの借入れには、ゴルフ場の土地に抵当権が設定されているため、一般債権者である会員の皆様よりも優先して弁済を受ける立場にあります。しかしながら、ゴルフ場の土地はゴルフ場として運営していくからこそ価値のあるものであり、土地自体の担保価値はほとんどないため、金融機関も一定の援助を行ってくれるものと考えております。

詳細については今後金融機関と別途協議していきます。

Q11 永久債への転換について会員の全員が同意しなかった場合はどうなりますか。

A ゴルフクラブの体力から考えても、会員の皆様全員の同意がなければ法的整理をしなければならない可能性が極めて高いです。

会員の皆様の同意がない場合には、誠に遺憾ではありますが、民事再生手続開始を裁判所に申し立てることを検討しております。民事再生は次善の策でありますので、永久債において最善の策はないものと考えております。

永久債への転換を成功させるためにも会員の皆様のご協力をお願いします。

Q12 どのような場合に民事再生手続開始を申し立てることになるのでしょうか。

A 現在の当クラブの体力からしても、会員の方から預託金返還の訴訟が提起されてしまいますと、民事再生手続開始を申し立てざるを得なくなります。

従いまして、是非とも会員の皆様には永久債化への転換にご同意いただけますようお願いいたします。

Q13 永久債化をするため、民事再生手続を行った事例はありますか。

A Q8で既にご説明しましたとおり、民事再生手続においても再生計画中に永久債を採用した事例も数例あります。

たとえば、「いわむらカントリークラブ」（岐阜県）においては、大要以下のような再生計画が認可されています。

- ・ 継続会員については、会員規約を改正し永久債化する。
- ・ 退会会員・一般債権者については債権額の8%を5回の分割弁済とする。

当ゴルフクラブでは民事再生手続を申し立てた場合であっても、できる限り会員の皆様の利益を図るべく永久債化を含めた再生計画を立案していく予定です。

永久債化に同意された会員の皆様は、永久債化を含めた再生計画にもご納得いただけると考えています。

以 上

〈 本件に関するご連絡先 〉

電話 092-324-5311 担当：麻生 横田 古川

FAX 092-324-5330

※尚、ご質問は幣ゴルフ場休場日を除く日の9:00～17:00に承ります。